

ソフトセルロース利活用技術確立事業（新規）

【平成20年度概算決定額 3,237(0)百万円】

対策のポイント

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表に基づき、食料と競合しない稲わら等のソフトセルロース系原料からバイオ燃料を生産する実証事業を実施し、バイオマスの利活用を推進します。

（ソフトセルロース系原料とは）

ソフトセルロース系原料とは、稲わら、麦わら、もみ殻等の草本系バイオマスのことです。食用として利用できない部分を使うので、食料との競合の問題がありません。2030年に180～200万キロリットルのバイオ燃料を生産できる可能性があります。

政策目標

- ソフトセルロース系原料や資源作物を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（2030年頃に600万キロリットル）

<内容>

1. モデル地区での技術実証

ソフトセルロース系原料からバイオ燃料を製造する実証設備を整備し、原料の収集・運搬、バイオ燃料製造、自動車等の走行の技術実証に対する支援を行います。

具体的には、以下の活動に対して助成を行います。

- ① バイオ燃料製造施設の整備
- ② 原料の収集・運搬、バイオ燃料製造、自動車等走行の技術実証

2. 有識者委員会の運営及びモデル地区の管理

バイオ燃料製造等のバイオマスの利活用に知見を有する民間団体において、モデル地区の選定及び管理を行います。

具体的には、民間団体によるモデル地区の選定、管理、評価や地方公共団体等への情報提供に対して助成を行います。

<事業実施主体等>

- 1. 事業実施主体 民間企業、研究機関、農業団体、地方公共団体等
- 2. 補助率 <内容>の1の① : 定額(1/2相当)
<内容>の1の②及び2 : 定額
- 3. 事業実施期間 平成20年度～平成24年度

【担当課：大臣官房環境バイオマス政策課(03-3502-8466(直))】

平成20年度概算決定 ソフトセルロース利活用技術確立事業

- 稲わら等のソフトセルロースを原料として、収集・運搬からバイオ燃料を製造・利用するまでの技術実証を一体的に行い、ソフトセルロースの利活用技術の確立を図る。

ソフトセルロース系原料の問題点

- ・農村部に広く薄く分布
- ・効率的にバイオ燃料を製造する技術が未確立

- ・安価に効率よく収集運搬する技術の開発
- ・効率的にバイオ燃料を製造する技術の確立

ソフトセルロース利活用技術確立事業の実施

事業の仕組み

国

補助

民間団体

(設置・運営)

<有識者委員会>

- ・モデル地区の提案の審査と選定
- ・モデル地区の技術実証の評価

補助、執行管理
情報の提供

成果の報告

地方公共団体
民間、研究機関

双方向の
情報交換

民間団体の役割

- ・有識者委員会の運営
- ・モデル地区への補助金等の執行・管理等

【民間団体への補助】

- ・ソフトセルロース利活用技術確立推進交付金
- 【交付率 定額】

ソフトセルロース利活用モデル地区

稲わら等の収集・運搬実証

(事業実施主体:
JA、水土里ネット等)



バイオ燃料製造実証

(事業実施主体:
民間企業、研究機関等)



(施設イメージ)

走行実証

(事業実施主体:
民間企業、地方公共団体等)



【モデル地区への補助】

- ・ソフトセルロース利活用技術確立整備交付金(ハード)【交付率 定額(1/2相当)】
- ・成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業費補助金(ソフト)【補助率 定額】

ソフトセルロース系原料の利活用技術の確立

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大